

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	薬事管理課	整理番号	1-40
許認可等の種類	医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造業の登録、登録更新			
根拠法令条例等・条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条の2の2第1項、第4項			
許認可等の概要	医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造業を登録、登録更新する。			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため。)</p> <p>[参考] 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条の2の2第5項 5 第五条(第三号に係る部分に限る。)の規定は、第一項の許可について準用する。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	50日			
期間の制定根拠	—			